

お客様各位

平成26年1月1日

新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、新年をいかがお過ごしでしょうか。今年も午年にちなんで、馬のように力強く跳躍する年になるよう、頑張りたいと考えております。今月は下記の2点をまとめました。

## 1. 今月の税務

### 2. 平成26年税制改正の動向

#### 1. 今月の税務

今月は税務手続きが目白押しです。

まず、1月は年末調整の仕上げとして、通常月とは違う源泉徴収事務を行なう必要があります。

##### (1) 納付税額の計算と納付書の作成

1月の納付税額は、年末調整による過不足額を精算した後の金額になるため、納付書（徴収高計算書）を作成する際には、「年末調整による過不足税額」欄に該当金額を記載します。

##### (2) 未提出の証明書類の提出督促

年末調整の際に生命保険料や地震保険料の支払証明書、住宅借入金特別控除証明書などの各種控除に必要な証明書類を提出しなかった社員がいる場合は、改めて提出を促して下さい。1月で年末調整するとは、1月の源泉税納付までに揃えば結果的にセーフと言う意味です。

##### (3) 法定調書（源泉徴収票など）の作成と提出

「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をはじめ、各種法定調書の作成と提出の期限が1月31日です。市町村によっては期限を早めているもありますので、注意が必要です。

源泉徴収票については、1通を1月31日までに社員本人に交付します。役員または役員だった人で、2013年中の給与の金額が150万円を超える人や、同じく500万円を超える一般社員については、税務署にも1通を提出します。

市町村への給与支払報告書は、複写分とあわせて2通とも、各人の平成26年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します。退職所得の源泉徴収票なども、必要に応じて1月31日までに税務署や市区町村に提出して下さい。

法定調書を作成したら、それらをまとめた合計表（「給与所得の源泉徴収票合計表」など6種類）を作成し、1月31日までにあわせて提出します。

##### (4) 扶養控除等（異動）申告書の受理とチェック

1月の給与計算に先立ち、平成26年分の「扶養控除等（異動）申告書」を社員（雇用期間が2カ月以内の者を除く）に配付し、必要事項を記入のうえ提出してもらいます。この「扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらえば、源泉徴収税額表の月額表もしくは日額表の甲欄を適用して、税負担を軽減できます。

##### (5) 償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在に所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税で、このうち償却資産については、所有者から提出された償却資産申告書に基づいて課税されます。

昨年中に市町村から送られてきた申告用紙を使い、償却資産申告書の提出期限も1月31日ですので、

早めの申告をして下さい。

## 2. 平成26年税制改正の動向

昨年末に平成26年税制改正大綱が示されました。

脱デフレに向けた企業活性化が重視された内容ですが、全体的に改革には足踏み感があります。

法人税関係では、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止が示されましたが、法人税率の引き下げは明記されていません。

大企業向けには従来交際費は全額認められてなかったものが、飲食費に限っては50%まで認めることで飲食消費拡大につなげ、全法人に対しては生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却又は税額控除ができる生産性向上設備投資促進税制を創設する方針です。

また、昨年度に成立した所得拡大促進税制について、適用が増えるよう、給与等支給増加割合を見直し、現行5%以上であるものを26年度は2%以上、平成27年度は3%以上に緩和する方針です。

所得税関係では、高所得者の給与所得控除を縮小する方針です。給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年より1,200万円(控除額230万円)に、平成29年より1,000万円(控除額220万円)に引下げる方針です。

その他、投資税制では、NISAの使い勝手の向上のため、1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を認める方針です。

消費税増税に伴う軽減税率は10%に引き上げた場合に導入しますが、導入時期は明記されていません。

今後、国会で審議して最終決定となりますので、動向を順次お知らせしていきます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### 坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>